二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備　前条第一項第二号、第三号、第六号、第七号及び第十四号から第十七号までに掲げる事項

（把握項目の分析）

第四条　特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、第二条により把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に定める事業主行動計画策定指針を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

（法第十五条第六項の実施状況の公表）

第五条　法第十五条第六項の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表は、特定事業主行動計画において同条第三項の規定により定量的に定めた同条第二項第二号の目標を設定した事項の当該計画期間における経年での進捗状況及び取組実績を公表することにより行うものとする。

（情報の公表）

第六条　法第十七条の規定による情報の公表は、次に掲げる事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを公表することにより行うものとする。ただし、第四号に掲げる事項の公表は、離職率の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

［一～三　略］

四　職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

五　直近の年度の十年度前及びその前後の年度に採用した職員（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者、新たに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれらに準ずる者として採用された者に限る。）の数に対する当該職員であって引き続き任用されている者の数の男女別の割合

［六・七　略］

八　職員（超過勤務手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十六条に定める超過勤務手当、地方自治法第二百四条第二項に定める時間外勤務手当その他これらに類する手当であって法令で定めるものをいう。）が支給されない職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間

［九　略］

十　職員に対し付与された年次休暇等の日数に対する職員が取得した年次休暇等の日数の割合

［十一～十三　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対象範囲） **第一条**　特定事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十九条第三項及び第二十一条の規定により女性の職業生活における活躍に関する状況の把	（対象範囲） **第一条**　特定事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）第十五条第三項及び第十七条の規定により女性の職業生活における活躍に関する状況の把握、

（把握項目の分析）

第三条　特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、前条により把握した事項について、それぞれ法第七条第一項に定める事業主行動計画策定指針を踏まえ、適切な方法により分析しなければならない。

［条を加える。］

（情報の公表）

第四条　［同上］

［一～三　同上］

四　職員（任期の定めのない職員に限る。）の平均した継続勤務年数の男女の差異

五　男女別の継続任用割合

［六・七　同上］

八　職員（超過勤務手当が支給されない職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間

［九　同上］

十　年次休暇等取得率

［十一～十三　同上］

［2・3　同上］